

愛知県専門コース別研修事業【意思決定支援コース】

相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に求められる 意思決定支援の取組み

開催趣旨

平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、「意思決定支援」という言葉はずいぶん浸透してきたように思います。ですが、「具体的には何をすればいいのかわからない」「会議の進め方がわからない」などの声を聞くことも多く、実際の障害福祉の現場で「意思決定支援」の具体的な実践は、思うように進んでいないのが現状ではないでしょうか。

どんな「障害」があっても、その人らしく、自分の生き方を自分で決定する権利は、決して奪われることがあってはならない権利です。愛知県では、「わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで」の実践をより強固にしていくため、今年度より、相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が参加する研修を合同で行い、この課題に取り組むことになりました。

今年度も昨年度に引き続き、神奈川県意思決定支援アドバイザーとして、神奈川県で津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の実践に取り組んでこられた和泉短期大学の鈴木敏彦先生をお招きし、神奈川県での具体的な実践を学び、多職種が連携して「意思決定支援」を具体的に進めていくための研修を行いたいと思います。相談支援、サピ管、児発管にかかわらず積極的にご参加下さい。

◆主催 特定非営利活動法人愛知県相談支援専門員協会（ASK）【愛知県委託事業】

◆日時 令和4年9月3日（土）受付開始：午前9時30分

開会：午前10時（終了予定：午後4時30分）

◆場所 刈谷市産業振興センター6階604会議室

〒448-0027 刈谷市相生町1丁目1番地6【交通アクセス】JR・名鉄刈谷駅北口から徒歩5分相生駐車場（有料）

◆講師



和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏

【講師紹介】

神奈川県意思決定支援専門アドバイザー／神奈川県障害者自立支援協議会会長／世田谷区自立支援協議会会長／日本相談支援専門員協会監事／社会福祉士

（略歴）1970年東京生まれ。淑徳大学社会福祉学部卒業、淑徳大学大学院社会福祉学研究科修士課程修了後、イギリス・ブリストル大学大学院に留学。現在は大学で教鞭をとるかたわら、福祉サービス利用者の権利擁護に関する研究及び実践に力を注ぎ、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援にも関わっていらっしゃいます。

◆内容

10:00~10:05	開会オリエンテーション
10:05~12:00	講義「相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に求められる意思決定支援の取組み」和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏
12:00~13:00	休憩
13:00~14:30	実践報告（質疑応答を含む）
14:40~16:00	演習（グループワーク）
16:00~16:30	まとめ

※裏面もご覧ください

◆定員 100名 (相談支援専門員等 50名/サビ管・児発管等 50名)

◆対象者 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
愛知県内の市区町村職員、地域アドバイザー、基幹相談支援センター職員、相談支援事業所職員、障害者の相談支援に従事している方、障害者の意思決定支援に関心のある方
※定員を超えたときは、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を優先する場合があります。

◆参加×切 令和4年8月19日(金)【参加費無料】

【ご注意】※以下を読んでいただき、了解いただいた方のみお申し込みください。

- ①本研修は講義だけではなく演習も実施しますので、参加者の積極的な関わりが必要となります。その点をご了解いただいた上で、お申し込みください。
- ②研修当日は受付時に体温測定を行い、37.5℃以上へ発熱がある場合は受講できません。また、咳などの風邪症状、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)のある方も受講できません。
- ③2週間以内に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者との接触がある方及び同居家族等が新型コロナウイルスに感染している疑いのある方は受講できません。
- ④新型コロナウイルス感染症に係る案件で愛知県等から要請があったときには、参加者の氏名、住所等の情報を提供します。
- ⑤新型コロナ感染症拡大に伴う緊急事態宣言等が発出された場合は研修を延期・中止・開催方法の変更を行う場合があります。
- ⑥本研修修了者には、愛知県知事より修了証を交付します。ただし、当該修了証は相談支援専門員の資格要件には該当しませんので、ご注意ください。
- ⑦講義・シンポジウム・演習などの撮影、録画、録音はできません。
- ⑧開催日午前7時現在愛知県内のいずれかの地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令されているときや自然災害などにより公共交通機関が計画運休するときなどは、講師及び担当スタッフが発信場所に集合できないため中止することがあります。また、愛知県内にJアラート(全国瞬時警報システム)による警報が放送されたときや新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態宣言が発出されたときも中止することがあります。中止する場合は、気象警報については当日午前7時15分までに、Jアラート警報や非常事態宣言発出のときは当協会ブログ <http://askyoukai.seesaa.net/> においてお知らせしますので随時ご確認ください。

◆申込方法

下記の参加申込書に必要事項を記載の上、ASK事務局宛にファックスにてお申し込みください。

お申し込みいただいた方には、8月27日(土)までにファックスにて参加可否をお伝えします。また、参加可能の方には受講証をお送りします。

受講証がないと受講できません。参加可否及び受講証が届かない場合には通信事故等が考えられますので、再度ご連絡ください。

◆問い合わせ ASK事務局 ファクス:050-3101-5909 Eメール:askyoukai@yahoo.co.jp
※専従の事務局員を配置していませんので、ファクス、メールによりお問合せください。

※送付状不要 ファクス： 050-3101-5909

参加申込書

切：令和4年8月19日（金）

愛知県専門コース別研修事業【意思決定支援コース】

令和4年9月3日（土）開催

ふりがな 名前	
勤務先名	
勤務先住所	市・区・町・村 ★市区町村のみ記載してください。名古屋市の方は区名をお知らせください。
電話番号	
受講証送付先 ファクス番号	
E-mail アドレス	@
(注記欄)	
E-mail アドレス記載についての注意：数字0（ゼロ）とアルファベットO（オー）、数字6（ロク）とアルファベットb（ビー）、-（ハイフン）と_（アンダーバー）などの違いがわかるよう記載してください。わかりにくいときは「カタカナ」で「注記欄」に加筆してください。	
職種 ※該当職種 を○で囲ん でください。	市区町村職員 ・ 相談支援専門員 ・ サービス管理責任者 ・ 児童発達支援管理責任者 地域アドバイザー ・ 基幹相談支援センター職員 ・ 障害者の相談支援に従事している方 その他（ ）※具体的に記してください
連絡事項（受講あたって配慮すべき点などを記入してください）	
受講申込にあたって【ご注意】を読み、その内容についてすべて同意しますか。同意される方は記入年月日と氏名（自著）を下欄に記して下さい。	
私は【ご注意】に示された①～⑧について内容をよく読み確認しました。	
令和 年 月 日	
氏名	(自著)

受講証がないと受講できません。

8月27日(土)までに受講証が届かない場合には通信事故等が考えられますので、再度ご連絡ください。